

古紙類・古着類などを地域団体で回収・リサイクル

ごみ減量・リサイクルに取り組む 地域コミュニティを応援・助成します!

京都市では、「リサイクルできる紙類」などの資源物の回収による、ごみの減量・リサイクルの取組を支援するため、コミュニティ回収制度(地域の皆様の自主的な集団資源物回収への助成)を実施し、奨励しています。



#### 「リサイクルできる紙類」の分別を義務化しています!

京都市では、平成27年10月からごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」をスタートし、ごみの減量と資源物の分別・リサイクルの更なる促進を図るため、「リサイクルできる紙類」などの資源物を必ず分別していただくこと(分別の義務化)としています。

コミュニティ回収制度は、地域における「リサイクルできる紙類」や「古着類」などの資源物の分別・リサイクル活動を応援する制度です。 是非とも新規登録していただき、地域ぐるみでごみ減量・リサイクル に取り組みましょう!

→5ページへ

# 通年 受付中

パソコンからもご覧いただけます(「京都市 コミュニティ回収」で検索)。

### 申込方法

- 1. 各団体で,回収品目,回収日時,回収場所等を決定のうえ,資源物回収業者に 相談してください。
- 2. 下記の必要書類を各区役所・支所内のエコまちステーションに提出してください。 (持参または郵送。5ページを参照。) ↓ ▲
  - ①『コミュニティ回収登録及び助成金交付申請書』
  - **②『通帳コピー』**(団体名義の口座であること)
    - ※表紙と表紙裏面の団体名義の記載部分が必要
    - ※基本的には、口座名義の団体名と申請団体名が一致するようにしてください
  - ③(任意)『コミュニティ回収 回収場所に関する個人情報公開同意書』 ※団体以外からの資源物の持込みに同意していただける場合のみ。

### コミュニティ回収登録団体の新規募集について



### 応募資格

- (1) 京都市内において地域で資源物の集団回収を実施する概ね**20世帯以上**により構成される<u>住民団体</u>であること。
- (2)「一〇回収品目」に掲げる資源物を定期的かつ継続的に回収する団体であること。
- (3) 資源物の回収を業として行う者(資源物回収業者)でないこと。
- (4) 回収品目, 回収日時等について, **事前に資源物回収業者と合意済み**であること。
- ※ 資源物回収業者が見つからない場合は、 各区役所・支所内のエコまちステーションにご相談ください。
- ※ 必ず申請月には回収を実施してください。



### 回収品目

- (1) 古紙類(新聞, ダンボール, <u>雑がみ</u>, 紙パック) ※必ず<mark>雑がみを回収してください。 <u>雑がみには、 雑誌・書籍を含みます。</u></mark>
- (2) 古着類(古着・古布など)
- (3) 缶 類(アルミ缶・スチール缶)
- (4) びん類(**使い捨てのびん(ワンウェイびん)が対象です。**一升びんやビールびんなど,洗って何度も使えるびん(リユースびん)は対象外です。販売店や市の回収拠点に出してください。)
- (5) その他(ペットボトルや小型金属類など)
- ※ <u>資源物回収業者に引き渡す資源物が対象となります。京都市の「缶・びん・ペットボトル」の収集</u> に出されている場合や、ボランティアで寄付されている場合などは対象となりません。



### 新規登録団体の 助成金額

申請月(開始月)に応じて右表のとおり交付します。

- ※ 必ず申請月には回収を実施してく ださい。
- ※ 助成金は、コミュニティ団体としての登録完了後に交付します。 コミュニティ回収の実施に必要な地域へのお知らせビラやポスターの作成費用等の一部として使用してください。

回収品目	助 成 金 額(年額)
(1)古紙類+(2)古着類	4月 15,000円
	5月 13,750円
	6月 12,500円
	7月 11,250円
	8月 10,000円
	9月 8,750円
	10月 7,500円
(1)古 紙 類 + (2)古 着 類	11月 6,250円
	12月 5,000円
以外((3)~(5))の	1月 3,750円
	2月 2,500円
2 品 目 以 上	3月 1,250円
	(※ 翌年度以降の年額は 15,000円)
(1) 古紙類のみ	4月 10,000円 5月 9,350円
	6月 8.500円
	7月 7,650円
	8月 6.800円
	9月 5.950円
	10月 5,100円
	11月 4,250円
(1)古 紙 類 + (2)古 着 類	12月 3,400円
( · / ii / iis / / · ( - / ii / ii / ii	1月 2,550円
以外((3)~(5))の1品目	2月 1,700円
	3月 850円
	(※ 翌年度以降の年額は 10,000 円)



### 実績報告書の提出

翌年度の4月に、回収実績を提出していただく必要があります。資源物回収業者が発行する回収 <u>伝票等は大切に保管してください。</u>

※ 回収伝票等は、申請月から3月(年度末)までの回収ごとに発行されたもので、登録した回収品目ごとの回収量(kg)が記載されたすべての回収分が必要です。



## ② コミュニティ回収の情報公開について

京都市では、コミュニティ回収に参加されていない近隣の方や、お近くへ引っ越して来られた方など にも資源物をお出しいただけるよう,「コミュニティ回収 回収場所に関する個人情報公開同意書」を 提出していただいた団体の回収場所や回収日時等を京都市のホームページなどで公開しています。

<u>情報公開に同意いただき、積極的に資源物を受け入れていただくことにより、ごみの減量・再資源</u> 化を促進することができるとともに、団体の回収量の増加にもつながりますので、是非、ご協力を お願いします。

#### 掲載内容

- 回収場所所在地
- 回収日時
- 回収品目

#### 掲載先

● 京都市情報館(京都市ホームページ)。「**京都市 資源物回収マップ**」で検索 ※ その他、資源物回収に関する問合せ時にご案内させていただく場合があります。

#### 同意していただく際の注意事項

- 同意書は、必ず回収場所の所有者や管理者が記入してください。
- 同意書は、1つの回収場所の公開に対し、1枚必要となります。複数の回収場所を公開していた だける場合は、同意書の原本をコピーしていただくか、各区役所・支所内のエコまちステーション (5ページ参照) までご連絡ください。



### € その他

- ◎ コミュニティ回収の「年度」とは、4月から翌年3月までの1年間のことをいいます。
- ◎ 助成金は、年度ごと(1年度に1回)に交付申請が必要になります(年度初めに送付します。)。
- ◎ 年度終了後に、実績報告書や回収伝票等を提出しない場合、その他、助成金交付に不適当と認め られる場合は、登録を取り消し、既に助成金を交付している場合には、返還を求めることがあり ます。

「コミュニティ回収登録及び助成金交付申請書」、「コミュニティ 回収 回収場所に関する個人情報公開同意書 は3ページ及び4 ページの記入例を参考に記入してください。

### 【注意点】

- ※ 鉛筆、消せるペン、修正テープ・修正液は使用不可です。
- ※ スタンプ印は使用不可です。
- ※ 団体名のみ、代表者役職名のみの印鑑は使用不可です。代表者の 「個人印」又は「団体名及び代表者役職印(例:京都管理組合理 事長之印)」を使用してください。
- ※ 法人の場合は、「法人代表者印(例:一般財団法人京都会理事長 之印)」を使用してください。
- ※ 訂正印には申請印と同じ印鑑を用いてください。

記入例(交付申請書表)

第1号様式(第4条関係)

月

#### コミュニティ回収登録及び助成金交付申請書 会長. 理事長. 代表: (あて先) 京都市長 などで申請してくだ さい。 フリガナ フリガナ カンキョウチョウナイカイ カイチョウ 副会長,委員,会 会 長 ・・・・ 申請できません。 環境町内会 計,○○係などでは 役職名 団体名称 フリガナ キョウト タロウ 氏 名 京都 太郎 申 ↓住所は通り名や番地、マンションの号室まで略さず記入してください。 〒 604-0924 京都市 中京区河原町通二条下る一之船入町384 請 住 所 資源めぐるハイツ 102号室 者 ↓日中連絡の取れる番号 学区・代表者以外への 電話番号 小学校区 $075 - \bullet \bullet \bullet - \triangle \triangle \triangle \triangle$ 学区)・連絡を希望され (元 銅駝 る場合は、記入し その他連絡先 役職名 電話番号 (075)〇〇〇-×××× てください。※記入 会計 環境 美子 (携帯番号) (希望者のみ) 氏 名 いただいても、代表 京都市コミュニティ回収の登録及び助成金交付要綱第4条第1項の規定により,次のとおり申請します。 者に連絡することが 申請対象期間 平成 年 月 日 から 平成 年3月31日 まで · あります。 (1) 町内会・自治会 2 子ども会 3 女性会 団体の種類 老人クラブ 5 PTA 6 マンション・団地の管理組合 訂正印は申請印 8 その他( と同じもので 100 世帯 (概ね20世帯以上が必要です。) コミュニティ回収参 毎月第1日曜日〔1月のみ第2週〕 10 時 ~ 回収日・回収時間(※1) 11時ころ 2 箇所) 回収場所(※2) 市役所西側と資源めぐるハイツ西側 環境リサイクル産業 称 代表者名 環境 利再来 資源回収業者 住 所 京都市南区西九条森本町△△ 電話番号 (075) •••-××× 2 ダンボール (1) 新聞 (3) 雑がみ 古紙類 (※3) (4) 紙パック 古着類 5 古着・古布 回収品目 6 アルミ缶・スチール缶 缶 類 (該当品目の数字に○印) ワンウェイびん (一升びん, ビール瓶などのリュース瓶: 資源物を具体的に記 びん類 (7)入してください。

- 「毎月第2日曜日 10時~11時ころ」のように具体的に記入してください。
- **※** 2 「○○公園の前と××駐車場前(2箇所)」のように回収場所と箇所数を具体的に記入してください。

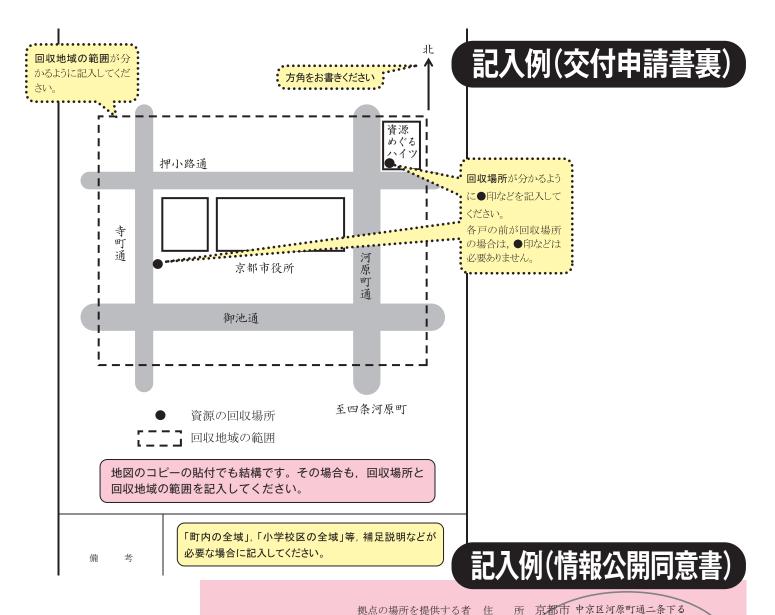
(8)(

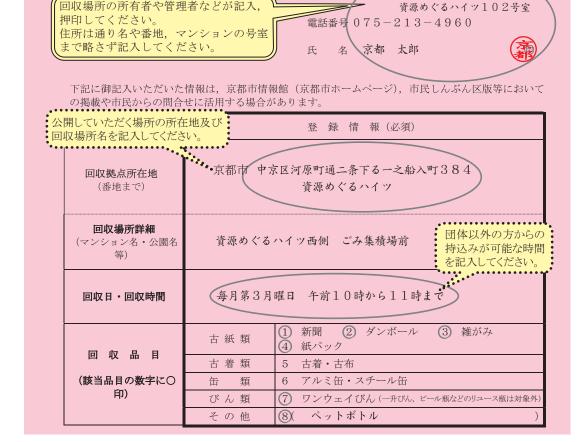
※3 必ず雑がみを回収してください。雑がみには、雑誌・書籍を含みます。

その他 (※4)

「ペットボトル」「小型金属類」のように具体的に記入してください。

ペットボトル





之船入町384

## 「リサイクルできる紙類」の 分別・リサイクルにご協力ください!



雑がみなどのリサイクルできる紙類は、市民の皆様の御協力で、分別が進んでいるけど、まだ年間2.4万トンも「燃やすごみ」で捨てられているのよ!分別・リサイクルを更に徹底することで、ごみの削減にもつながるし、ごみ袋も節約できて家計にも優しいね!

リサイクルできる紙類は、大きく「新聞」・「ダンボール」・「雑がみ(※)」・「紙パック」の4つに分けられるよ!



# (※)雑がみの例







🌗 メモ用紙

● 封筒・はがき









● 紙の芯





雑誌

● チラシ・カタログ











## ▼お申込み・お問合せ先▼

お申込みの際は、申請書にご記入のうえ、下記に郵送又はご持参ください。

北区役所内 北エコまちステーション

〒603-8511 北区紫野東御所田町33番地の1

電話:(075) 366-0155 ファックス:(075) 366-1372

上京区役所内 上京エコまちステーション

〒602-8511 上京区今出川通室町西入堀出シ町 285 番地電話:(075)366-0776 ファックス:(075)366-1373

左京区役所内 左京エコまちステーション

〒606-8511 左京区松ケ崎堂ノ上町7番地の2

電話:(075) 366-0821 ファックス:(075) 366-1374

中京区役所内 中京エコまちステーション

〒604-8588 中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521番地 電話:(075) 366-0180 7アックス:(075) 366-1375

東山区役所内 東山エコまちステーション

〒605-8511 東山区清水五丁目130番地の6

電話:(075) 366-0182 77ックス:(075) 366-1376

山科区役所内 山科エコまちステーション

〒607-8511 山科区椥辻池尻町14番地の2

電話:(075) 366-0184 ファックス:(075) 366-1377

下京区役所内 下京エコまちステーション

〒600-8588 下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町608番地の8電話:(075)366-0186 7ァックス:(075)366-1378

南区役所内 南エコまちステーション

〒601-8511 南区西九条南田町 1 番地の 3

電話:(075) 366-0188 7ファックス:(075) 366-1379

右京区役所内 右京エコまちステーション

〒616-8511 右京区太秦下刑部町 1 2 番地

電話:(075) 366-0190 ファックス:(075) 366-1380

西京区役所内 西京エコまちステーション

〒615-8522 西京区上桂森下町25番地の1

電話:(075) 366-0192 ファックス:(075) 366-1381

西京区役所洛西支所内 洛西エコまちステーション

〒610-1198 西京区大原野東境谷町二丁目 1 番地の 2

電話:(075) 366-0194 7ァックス:(075) 366-1382

伏見区役所内 伏見エコまちステーション

〒612-8511 伏見区鷹匠町39番地の2

電話:(075) 366-0196 7777ス:(075) 366-1383

伏見区役所深草支所内 深草エコまちステーション

〒612-0861 伏見区深草向畑町93番地の1

電話:(075) 366-0198 77ックス:(075) 366-1384

伏見区役所醍醐支所内 醍醐エコまちステーション

〒601-1366 伏見区醍醐大構町28番地

電話:(075)366-0311 ファックス:(075)366-1385



この印刷物は、不要になりましたら 「雑がみ」としてリサイクルできます。 、コミュニティ回収等にお出しください。





京都市環境政策局 循環型社会推進部 まち美化推進課 電話:(075)213-4960 ファックス:(075)213-4961 平成29年4月発行 京都市印刷物 第 号